



# 28年度から個人住民税の特別徴収を徹底します

納税者の公平性の観点と利便性の向上のため、県と県内市町村は、28年度から個人住民税の特別徴収（給与天引き）を徹底します。アルバイト、パート、非常勤職員等を含む全ての従業員が対象となります。

## 特別徴収とは

事業者が毎月従業員などに支払う給与から個人住民税を天引きし、市町村に納める制度です。個人住民税額の計算は、市町村が行いますので、事業者は年末調整などのように計算をする必要はありません。

## 事業者の皆様は特別徴収の準備を

事業者は、28年6月の給与支払分から、特別徴収になることを全ての従業員に周知し、特別徴収できるよう準備を進めてください。

既に特別徴収を行っている事業者も、一部のアルバイト、パート、非常勤職員などに対して行っていない場合は、全ての従業員に、特別徴収を行うようお願いいたします。

27年度給与支払報告書を提出した事業者で、新たに28年度から特別徴収を行う予定の事業者には、10月29日(木)に「個人住民税の特別徴収税額決定通知書の送付予告について（通知）」と「特別徴収に関するしおり」を送付しますので内容の確認をお願いします。

なお、「特別徴収に関するしおり」については、市ホームページでもご覧になれます。

## 特別徴収によるメリット

■従業員のメリット 個人住民税を納付書や口座振替で納付する普通徴収は納期が年4回ですが、特別徴収では年12回になるため、1回あたりの納税額が少なくなります。また、納付をする手間が省け、納め忘れの心配がありません。

## 納期の特例

従業員が常時10人未満の事業所では、従業員が居住する市町村に申請し、承認された場合は、年12回の納期を年2回（12月10日、翌年6月10日）にすることができる特例があります。

## 特別徴収の例外

特別徴収の義務がある事業者は、所得税の源泉徴収義務のある給与等の支払いをする事業者が対象です。ただし、常時2人以下の家事使用人のみに、給与等の支払いをする事業者を除きます。また、次のような場合は、特別徴収ではなく、普通徴収とすることが認められる場合があります。

- A 総受給者数2人以下の事業所（全従業員数から、B～Fに該当する他市町村に居住する人を含む、全ての従業員数を差し引いた人数が2人以下）
  - B 他の事業所などから支給されている給与から特別徴収されている人
  - C 毎月の給与が少なく特別徴収できない人（個人住民税が非課税の人を含む）
  - D 給与が毎月支払われていない人
  - E 専従者給与を支給されている人
  - F 退職者又は給与支払報告書を提出した年の5月31日までに退職を予定している人
- 普通徴収を希望する場合は「普通徴収切替理由書」を「給与支払報告書」と併せて、毎年1月31日までに市民税課に提出してください。

## 特別徴収の流れ

- ①事業者は毎年1月31日までに、アルバイト、パート、非常勤職員等を含む全ての従業員の居住する市町村へ、給与支払報告書等を提出
- ②市町村は提出された給与支払報告書等により、個人住民税を計算し、その年の5月31日までに特別徴収税額決定通知書を事業者へ送付
- ③事業者は市町村から送られてきた特別徴収税額決定通知書（納税義務者用）を従業員に配布
- ④事業者は特別徴収税額決定通知書に記載された個人住民税を、6月から翌年5月まで従業員の毎月の給与から天引きする
- ⑤事業者は天引きした個人住民税を、翌月10日までに各市町村に納入



事業者の皆様はご準備をお願いします

## 問い合わせ

- ・特別徴収の制度の概要  
千葉県 税務課 043-223-3098  
千葉県 市町村課 043-223-2133
- ・特別徴収の個別の事務手続  
八千代市 市民税課 483-1151（代表）

## 第3回臨時市議会の結果

10月7日に平成27年第3回臨時市議会（会期1日）が開催され、議決事件の一部変更案1件が審議され、可決されました。

■議決事件の一部変更について 適正な価格での契約及び技能労働者等への適切な水準の賃金支払等を促進する旨の国からの要請に基づき、26年6月26日に議決された議案第4号契約の締結について（八千代市立八千代中学校校舎改築（建築）工事）、契約金額を1953万7200円増額し、16億9399万6千4588円としました。（総務課）

## 地方自治法第100条に基づく特別委員会を設置

市長の主導とされる公文書の改ざん行為について、情報公開条例違反を指摘する答申が情報公開審査会からなされたことに対し、議会は事態を重く受け止め、地方自治法第100条に基づく調査を行うため、特別委員会を設置しました。（議事課）

## 教育委員会委員長に石井伸一さんが再任

任期満了に伴い、10月1日付けで、教育委員会委員長に石井伸一さんが再任されました。（教育総務課）

## 募集 ホストファミリーのご協力を

12月に開催される第25回コミュニティワールドカップサッカーin八千代。国内外の中学生チームが本市に集まり、熱い戦いを繰り広げる市内最大のサッカーイベントで、今年も25周年記念大会となります。海外チームとして韓国の中学生20人が参加します。大会期間中、ホームステイの受け入れをお願いします。ホストファミリーを募集します。2人1組で受け入れをお願いします。ホストファミリーへの依頼内容は、①大会会場への送迎 ②朝晩の食事の用意 ③ユニホームなどの洗濯、です。引き受けられる人は11月30日(月)までに文化・スポーツ課(481)0305へ。

## 「困ります！ 自転車置きざり 知らんぷり」駅前放置自転車クリーンキャンペーン実施中

11月30日(月)まで駅前放置自転車クリーンキャンペーンを行っています。放置自転車は、高齢者や体の不自由な人、ベビーカーを利用している人などの通行の妨げになります。また、点字ブロックの上に自転車を置くこと、目の不自由な人にとって大変危険です。道路に置かれることで事故の原因や救急車など救急活動の障害になることもありますので、自転車を放置せず、自転車駐車を利用してください。市では、八千代台、勝田台、八千代緑が丘、八千代中央の各駅周辺を自転車の放置禁止区域に指定し、この区域内に放置された自転車はほぼ毎日移動、保管しています。移動した自転車は、保管場所